（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）

第百三十四条　法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　開設者の登記事項証明書又は条例等

五～十二　（略）

（削る）

十三　（略）

（削る）

十四　（略）

（削る）

（削る）

十五　（略）

2　法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等）

第百三十五条　指定介護老人福祉施設の開設者は、第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（介護老人保健施設の開設許可の申請等）

第百三十六条　法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　開設者の登記事項証明書又は条例等

五～十三　（略）

（削る）

十四　（略）

（削る）

十五　（略）

（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）

第百三十四条　法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～十二　（略）

十三　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十四　（略）

十五　当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十六　（略）

十七　役員の氏名、生年月日及び住所

十八　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十九　（略）

2　法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等）

第百三十五条　指定介護老人福祉施設の開設者は、第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第七号、第九号、第十号、第十四号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（介護老人保健施設の開設許可の申請等）

第百三十六条　法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～十三　（略）

十四　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五　（略）

十六　当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十七　（略）